

# 平成30年第2回喬木村議会定例会会議録 ( 第 3 号 )

平成30年6月20日(水曜日)

午前9時00分 開議

## 日 程

### 1. 開 会

### 2. 日 程

#### 第1 会議成立宣言

#### 第2 会議録署名議員の指名 (8番 後藤章人議員・9番 木下温司議員)

#### 第3 議案の追加

#### 第4 議案審議

議案第31号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

議案第33号 平成30年度喬木村一般会計補正予算(第1号)

議案第34号 平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第35号 平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第36号 平成30年度喬木村水道事業会計補正予算(第1号)

#### 第5 請願

請願第 3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

発議第 3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

請願第 4号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書

発議第 4号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書

- 請願第 5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書  
発議第 5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書  
請願第 6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書  
発議第 6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書

第6 議員派遣の件について

第7 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について

### 3. 閉 会

---

応集議員 12名

---

出席議員 12名  
(別表のとおり)

---

欠席議員 0名  
(別表のとおり)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名  
(別表のとおり)

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名  
(別表のとおり)

---

---

## 1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから平成30年第2回喬木村議会定例会を再開いたします。

---

## 2. 日程

### === 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

---

### === 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、8番、後藤章人君、9番、木下温司君を指名いたします。

次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請しております。

---

### === 日程第3 議案の追加 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、議案の追加。

本日8時30分より議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

本日、本会議前に行われました議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

お手元に配布してあります日程表にあります日程第5、請願について、議員発議第3号から第6号までの4件の提出がありましたので、議案を追加し、審議することといたしました。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり決しました。

---

=== 日程第4 議案審議 ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、議案審議。

---

◇ 議案第31号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第31号、喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託しておりますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） おはようございます。

平成30年第2回喬木村議会定例会、予算決算常任委員会へ付託された議案は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてほか、平成30年度補正予算関連4件で、審査の結果、全議案、原案のとおり可決いたしました。

それでは、各議案の付託審査の結果をご報告いたします。

なお、委員会は11日、16日の2日間にわたって行われました。

それでは、議案第31号、喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答について、報告させていただきます。

次のような質疑が出されました。

国保税についての質疑があり、他町村に比べ割高感があるが、今後、他町村並みに下げられる方法としての策への考えは、との質問に、難しいですが、医療費がかかれば納付金も増えるので、早期の検診受診をし、重症化を防ぐよう保健指導をしていくという説明がありました。

また、基金としてはどの程度のものが必要か、との質疑があり、目安としては1億

3, 000万円くらいとの説明がありました。ただ、医療制度が変わる中、基金の考え方も難しくなっているとの説明もありました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論が出され、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第31号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号につきましては、可と決しました。

---

◇ 議案第32号 喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第32号、喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、議案第32号、喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についての審査結果を報告いたします。

本件は、堰下浄化センターの設置後20年を経過した電気設備について、長寿命化計画に基づき、更新工事を日本下水道事業団との契約により実施するという内容であ

ります。

事前の工事委託費に対する質問に対し、国の設計基準及び建設分掛けに基づいて積算されていること、国庫補助を活用した事業であることから、完了後の会計検査院の検査対象となり、適正な工事費であると判断している旨の説明を受けました。

委員会中の主な質疑として、将来、堰下浄化センターと農集排の統合を見据えた修繕か、という問いに、伊久間の農集排については、将来、統合の計画である。立地においてももう1地の予定の準備がある。既にそれを見越した計画としてあるの旨の報告がありました。

続いて、日本下水道事業団以外の選択肢はないのか、という問いに対しまして、大きな自治体の中には、自前で技師を雇い入れて事業を行っているところもあるが、当村のような小さな自治体は、専門の技師を雇うだけの予算がないので、多くの自治体が依頼をしている事業団に依頼をしている。また、設置当初から現場を熟知していることも選定の理由である。下水道事業法に基づいている事業計画、工事内容等の信頼性に基づき、発注を依頼しているという回答がございました。

続いて、工事費7,000万円に対する消費税など細かな計算はどのように行っているか、という問いに対しまして、現段階ではあくまで協定という形の中で7,000万円という数字がはじかれているが、事業執行後に細かな数字が算出され、当然、消費税も計算されて精算されるという回答がございました。

続いて、本事業の費用負担についてはどうなっているか、という問いに対しまして、国庫補助が55%、残額は地方債にて処理をするという回答がございました。

続いて、本事業が請負付託でなく委託の意味は、という問いに対しまして、本事業の流れは、村より事業団に委託をし、事業団が競争入札により業者を決定し発注するという流れのために、これら一連の流れを含むということで委託となっているという回答がございました。

続いて、本事業にあたって、地元業者を使ってもらえる余地はないのか、という問いに対しまして、基本的には事業団に一任をしている。電気系統の専門的かつ高度な知識を要するものと認識をしており、本件は難しいものにとらえているという回答がございました。

討論はなく、採決の結果、議案第32号、喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について、当委員会としては可と決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員長から説明がありましたとおり、理解をいたしましたし、長寿命化工事ということで必要な工事であること。また、工事内容が専門的でまた高度な工事であるということで、工事に熟知した事業者に委託するのが妥当であると思います。

賛成の立場で発言をさせていただきます。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） では、討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第32号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号につきましては、可と決しました。

---

#### ◇ 議案第33号 平成30年度喬木村一般会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第33号、平成30年度喬木村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、平成30年度補正予算関連につきまして、議案第33号から説明をさせていただきます。

議案第33号、平成30年度喬木村一般会計補正予算（第1号）について、付託審

査の結果をご報告いたします。

質疑応答について、報告させていただきます。

次のような質疑が出されました。

保健体育施設管理経費の減額補正で、運動公園大規模改修についての質疑があり、テニスコートLED化については、来年、予算確保ができ次第改修する。グラウンドの土の入れ替えについては、今年実施したいとの説明がありました。

また、中学校の改修工事について質疑があり、今回、すべての改修とまではいかないが、保護者、学校の先生とも相談し、対応したいとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第33号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号につきましては、可と決しました。

---

#### ◇ 議案第34号 平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第34号、平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、議案第34号、平成30年度喬木村介護保

除特別会計補正予算（第1号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答について、報告させていただきます。

審査の過程におきまして論議された主な事項について申し上げます。

生活支援事業の進捗状況についての質問があり、今年度については村が主体で行うが、来年度からは社協に委託して行うとの説明がありました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論が出され、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第34号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号につきましては、可と決しました。

---

#### ◇ 議案第35号 平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第35号、平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第35号、平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論が出され、採

決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第35号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号につきましては、可と決しました。

---

#### ◇ 議案第36号 平成30年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第36号、平成30年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第36号、平成30年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答について、報告させていただきます。

研修費の関係で質疑があり、水道担当者の異動により、水道技術管理者の資格取得のための研修費及び旅費を計上したとの説明がありました。

また、企業会計システムについての質疑が出されました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論が出され、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） ここでよろしいですか。

○議長（下岡幸文） はい。

○5番（後藤澄壽） 賛成の立場で討論したいと思います。

技術員の研修費でございますが、水道事業というのは、我々の命の源と申しますか、非常に大事なところでございますので、そういった方々の技術研修をしっかりとさせていただいて、そういう事業、貴重な事業を守っていただくということは大変大切だと思いますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（下岡幸文） それでは、反対の討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第36号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号につきましては、可と決しました。

---

=== 日程第5 請願 ===

○議長（下岡幸文） 続きまして、日程第5、請願。

---

◇ 請願第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

○議長（下岡幸文） 請願第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額

を求める意見書提出に関する請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、請願第3号につきまして、報告いたします。

請願第3号は、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書であります。

これにつきましては、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、国の責任による35人以下学級の計画的推進と教育予算の増額、国の複式学級の学級定員の引き下げを求める内容でございます。

喬木村教職員組合、楯賢蔵先生より内容の説明が行われました。

質疑、討論ともになく、当委員会としては、採択と決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 賛成の立場で討論をしたいと思えます。

20人学級というのは、もう20数年前から欧米の常識でございます。それで、ちょうど日本は少子化ということで、ある意味、こういう少人数学級定数にすることは、チャンスであるわけでございますので、ぜひこれを進めていただきたいと。

それで、喬木村の場合は50名、第一小学校の場合は50名前後の学年になっていて、今25、6名のあれになっていると思うんですが、これが40名になってしまったときにはですね、やはり1学級になって、今の国の法律でいくとですね、1学級にされる可能性もあるわけでございますので、喬木村としても、やはりこれは35名以下学級を進めるべきであると思えます。

以上です。

○議長（下岡幸文） それでは、反対の討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第3号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

◇ 発議第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

○議長（下岡幸文） 発議第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、発議第3号につきまして、朗読をもって説明と代えさせていただきます。

まず、提出者でございますが、喬木村村議会議員、佐藤文彦。賛成者が、同、櫻井登、中森高茂でございます。

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

現在の学校や子どもたちを取り巻くさまざまな課題が増加する中、35人以下学級の実現など、教職員定数の大幅増を求める世論はますます大きいものとなっています。

国においては、国民的な強い要求に支えられ、2011年度、義務教育標準法の改定を行い、30年ぶりに学級定数の引き下げが行われました。しかし、2012年度は、小2への35人以下学級の拡大は加配対応となりました。2013年、2014年とも35人以下学級の動きは止められ、2015年度予算編成では、35人以下学級推進の概算要求すら見送られました。

長野県では、2013年度に35人以下学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校のすべての学年において35人以下学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないために、財政的な負担は大きく、小学校では、本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により補っていたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学

校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせません。このため厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において、早期に35人以下学級を実現する必要があります。

また、長野県では、少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的な負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現させるため、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育を進めるために、以下の点を強く要請します。

#### 記

1、国の責任において計画的に35人以下学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出いたします。

提出、平成30年6月20日。

提出先につきましては、衆議院議長をはじめ6名ということで、提出者、長野県喬木村議会。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第3号について、地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 請願第4号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書

○議長（下岡幸文） 請願第4号、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、請願第4号につきまして報告いたします。

請願第4号は、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書であります。

これにつきましても、同じく、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、平成30年度の国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める内容でございます。

同じく、楯先生より内容、要約説明が行われました。

質疑がございました。

新しい指導要領の中では、英語教育、道徳教育などが盛り込まれ、先生方の負担増になり、教員定数増は必要だと思いますが、請願第3号と4号との請願理由が似通っている部分が多いのではないかと。2つ併せて1つの請願にできないか、という質疑でございます。

答弁としましては、そうすることで文章が複雑になってしまうのではないかと。中心は、35人以下学級と複式学級であり、まとめることも可能ではあるが、別々の請願でお願いしたい、ということでございます。

討論はなく、当委員会におきましては、採択と決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

- 5番（後藤澄壽） これも、私は賛成の立場で討論したいかと思いますが、やはりここにも書いてありますように、へき地の子どもこそ、やはりゆきとどいた教育をされる必要があるかと思うわけでございますので、ぜひこれも第二小学校等、当村等も非常に関連の深い問題でございますので、ぜひ採択していただきたいと思います。

以上です。

- 議長（下岡幸文） それでは、反対の討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（下岡幸文） それでは、討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第4号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

#### ◇ 発議第4号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書

- 議長（下岡幸文） それでは、発議第4号、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書についてを議題といたします。

ここで、説明を求めます。

中森高茂君。

- 7番（中森高茂） それでは、発議第4号につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

先ほどと同じく、平成30年6月20日、喬木村村議会議長、下岡幸文殿ということで、提出者につきましては、喬木村議会議員、佐藤文彦。賛成者、同、福澤真理子、同、木下温司でございます。

複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書。

少子化が全国的に進む中、特に過疎化が進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、子

どもたちの学びの質を保障し、保護者や地域社会の人々の教育条件に対する不安を解消すべく、複式学級解消のため加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から複式学級は避けられるべきであり、そのためには現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や、教員一人当たりの児童生徒数などにみられるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細やかな対応ができるようにするためにも、教職員配置のさらなる充実が必要です。

現在、さまざまな教育課題に対応するため、独自の加配措置が多く地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきています。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望します。

#### 記

1、現行の学級編制基準を見直し、複式学級の解消へ向けた適切な措置を国の責任において講ずること。

2、国の責任において各学校の抱える教育課題に応ずるための教職員の人員確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

平成30年6月20日、長野県喬木村議会。

提出先につきましては、衆議院議長ほか6名ということになっております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第4号について、地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 請願第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

○議長（下岡幸文） 請願第5号、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、請願第5号につきましてご報告いたします。

請願第5号は、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書であります。

これにつきましても、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要な義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担を3分の1から2分の1に復元を求める内容でございます。

質疑、討論はなく、当委員会としては、採択と決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） やはり国の事業として、この義務教育の無償化といいますか、進めていくべきであると思います。国庫負担金が少ないということは、その都道府県の経済的な状況によって格差が出てしまうということになります。ゆきとどいたあれができるかどうかということは、そういうことではなくて、日本中どこに住んでいてもです

ね、等しくゆきとどいた教育が受けられるべきだと思いますので、国庫負担金は当然2分の1に戻すべきだと思います。

ということで、採択に賛成でございます。

○議長（下岡幸文） それでは、反対の討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） それでは、討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第5号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

#### ◇ 発議第5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

○議長（下岡幸文） 発議第5号、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書についてを議題といたします。

ここで、説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、発議第5号につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

同じく提出者につきましては、喬木村村議会議員、佐藤文彦。賛成者、同、櫻井登、同、福澤眞理子でございます。

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまで次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。

また、平成18年、「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分

な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、平成31年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

#### 記

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

平成30年6月20日、長野県喬木村議会。

衆議院議長ほか6名ということでございます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第5号について、地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

#### ◇ 請願第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

○議長（下岡幸文） 続いて、請願第6号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告

願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、請願第6号につきまして報告いたします。

請願第6号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書でございます。

これにつきましても、同じく喬木村学校教職員組合から出された請願であり、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すことを求める内容でございます。

質疑がございました。

長野県と隣接する県との手当の差額はどのくらいになるか、という質疑でございます。

資料を基に答弁がございました。愛知県豊根小学校の例と比較してみると、月2万8,000円、3年間勤務すると、101万円の差が生じるという説明がございました。

また、道路整備等が進み、へき地への観点というものがよくわからないところがあるか、という質疑に関しましては、へき地教育振興法による細かい規定で、点数化されて決められている。それを基に、国は各都道府県に手当を補助している。この補助金は、教育関連費用として使われるとの回答がございました。

討論はなく、当委員会では、採択と決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤章人議員。

○8番（後藤章人） 8番、後藤章人です。

この「へき地」という言葉、最初この議案をいただいて見たときに、今どきへき地って何だろうという疑問から始まりまして、文章を読んでいきまして、賛成の立場か

ら申し上げます。

それで、へき地教育振興法とか、また、へき地教育振興法施行規則というものを調べてみましたところ、やはりさまざまな道路の条件、それから文化的なもの、交通の条件等さまざまな条件の悪いところに、悪い条件に点数がありまして、そのポイントを積み重ねていきまして、45点から79点までが1級、80点から119点までが2級というふうに基準が決まっております。それから、200点以上は5級、それにプラス準へき地校に準ずるという規定も、そういう学校もあります。合わせて6つの階級に分かれていると、それによって補助率が変わってくるんだということもわかりました。

それから、今どきその買い物にほんとに困るんだろかという話につきましても、先日、社会文教常任委員会の傍聴の席で、説明者の方からの説明で、それも理解いたしました。

それから、近いところでは、上村の小学校が2級に指定されているということもわかりました。

法律で以上、細かく規定されている以上、支給され、手当が支給されるのはもう当然のことと私は思います。それに支給がなされないがために、教員の皆さま方が、生活に不安を感じたり、またひいては、それが子どもの教育に響くようなことはあってはならないことだと思います。へき地教育の問題というものは、いってみれば、単に教育の問題だけではなくて、生活基盤それそのもの、生活基盤の問題であるというふうに私は思います。

そのような観点から、この請願は採択すべきであると、そのように思います。

○議長（下岡幸文） それでは、後藤澄壽議員。

○5番（後藤澄壽） 私も賛成の立場で討論したいと思います。

本村では、ICT教育に力を入れているわけですが、ICT教育、一番力を発揮しますのは、やっぱり中山間地といいますか、遠隔教育ということが一つあると思うんです。それで、やはりその人材、その教育できる人材というのは、かなり若い世代といいますか、そういう世代にあるわけで、教員にそういうICT教育の優れた人材が存在すると思うわけですが、まず新採用あれになったときにですね、一番先、人事でされるのが大体へき地、どこの県でもそうだと思うんですが、先ほどお聞きしますと、愛知県と3年間で100万円差があると、で、大学卒業された優秀な人材がですね、どちらを選ぶか、3年間やっぱり100万円というのは、将来的に

考えても大きいということで、選ばれる可能性があると思うんですね。やはりそういう格差で優秀な人材が本県へ来てもらえないということは、非常に残念なことでありますので、こういう例えば、ICT教育などで力を発揮していただける優秀な人材に来ていただくためにもですね、そういう格差はあるべきじゃないと、少なくとも近隣の県並みにすべきであるということで賛成いたします。

以上です。

○議長（下岡幸文） それでは、反対の討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認めまして、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第6号について、社会文教常任委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

◇ 発議第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書

○議長（下岡幸文） 発議第6号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書についてを議題といたします。

ここで、説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、発議第6号につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

提出者につきましては、同じく喬木村村議会議員、佐藤文彦。賛成者につきましては、同、福澤真理子、木下温司議員でございます。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書。

「へき地教育振興法」（昭和29年6月1日法律第143号）は、都道府県の任務として、（1）「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、（2）

教員及び職員の定員の決定への「特別配慮」、(3) 教員の研修について、「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費、その他研修に関し必要な経費の確保」を規定(第4条)でしています。また、第5条一―二―2は、「へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額をしました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています。(現在本県では、地域手当2%の一律分を加え1級地3%など、省令基準の3分の1程度まで回復。)しています。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が学習資料や教材・教具等を購入するために都市部まで出かけることが困難になったり、経済的負担が増したりしています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く、年齢バランスがよかった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教員の比率が倍増したりしています。それは、家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合、へき地校への赴任希望を持っていたとしても、経済的負担を考慮して、へき地校赴任を敬遠せざるを得ないからです。こうした状況は、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには、隣県の臨時的任用職員が、本県へき地校へ応募することを手控えるケースも起きています。

貴職のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部への地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては、本件の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

#### 記

1、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年

度以前の定率に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成30年6月20日、長野県喬木村議会。

長野県知事、阿部守一様。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第6号について、地方自治法第99条に基づく意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

## === 日程第6 議員派遣の件について ===

○議長（下岡幸文） 日程第6、議員派遣の件について。

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

---

=== 日程第7 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について ===

○議長（下岡幸文） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について。

委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営・総務産業建設・社会文教・予算決算の各委員長より、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

---

◇ 村長あいさつ ◇

○議長（下岡幸文） ここで、理事者よりあいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 6月4日に開会をいたしました第2回喬木村議会定例会、長期間にわたりさまざまな議案に対してご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、村から付託しました議案につきまして、すべてご議決をいただきましたこと、心より御礼を申し上げたいと思います。

今議会の一番大きなテーマは、何と言っても国保税の改正ということになるかと思いますが、今回、数年ぶりに引き下げという判断をさせていただきました。

今年から長野県の方で国保の一元化が図られるということで、実は1年間のこれからの推移を見ないと、今後については見通しが立たないというふうに、心の中では思っております。

そんな中で、長野県全体の医療費の水準がこれ以上上がるようですと、すべての町村がまた値上げに踏み切らざるを得ないという事態も発生するかもしれませんし、喬木村におきましては、概算交付されております交付金の返還額がいくらになるかというのは、まだ未確定な状況の中での値下げの判断ということになりますので、こちらにつきましては、また9月の決算のころまでにはご報告できるのかなというふうに思

っておりますので、よろしくお願いをしたいなあというふうに思っています。

特に喬木村の場合は、飯田市近郊ということもございまして、医療機関に大変近いものですから、医療費がどうしても上がってしまいます。便利だということだというふうに思っております。

それに比べまして中山間、西南部ですとか、北部でも山間地に位置する自治体においては、それぞれ値上げの判断をせざるを得ないというような状況が生まれておりまして、県下全体でこう医療費を削減する努力というのは、さらに求められるんだなあというふうに思っているところであります。

まずは1年間の検証を経て、来年以降の対応については決めていきたいなあというふうに思っております。

本日の議会が終わりますと、7月はまた三遠南信道路ですとか、リニアの提言要望活動が中央で行われるということで、これから国の予算獲得に向けての動きが始まってまいります。村におきましては、今週には消防団の操法大会、それから夏に向けてのさまざまな行事に向けて動き出すということでございます。

議員各位におかれましても、しっかりとお体をいたわっていただきまして、また村政に対するご指導をよろしくお願い申し上げます。終わりの御礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 3. 閉会

○議長（下岡幸文） これにて、平成30年第2回喬木村議会定例会を閉会といたします。  
大変ご苦勞さまでした。

---

閉 会 午前10時00分